

議第19号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 2 月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,062人」を「3,072人」に改め、同項第5号中「198人」を「200人」に改め、同項第9号の2中「1,101人」を「1,107人」に改め、同項第10号中「3,419人」を「3,418人」に、「638人」を「621人」に、「4,057人」を「4,039人」に改め、同号ア中「2,252人」を「2,241人」に、「416人」を「402人」に、「2,668人」を「2,643人」に改め、同号ウ中「1,128人」を「1,138人」に、「155人」を「152人」に、「1,283人」を「1,290人」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。